高砂市脱炭素化技術等導入支援事業費補助金のご案内

高砂市は市内事業者における地球温暖化対策を推進し、併せて事業者の持続的成長の実現を図るため、市内事業者が実施する燃料転換の取組又は産業用の高効率コージェネレーションシステムの導入に要する経費の一部を予算の範囲内において補助します。

補助対象確認フロー図

下記フロー図にて、補助対象事業に該当するか確認してください。　　対象外

はい　いいえ

現在高砂市内に事業所がありますか？ → 市外事業者、新設工場、は対象外

「燃料転換設備（※木質バイオマス燃料を除く）」又は「産業用の高効率コージェネレーションシステム」を新たに導入する事業ですか？ → 既設設備の更新、中古設備、リース契約は対象外

燃料転換設備の導入は①へ
産業用の高効率コージェネレーションシステムの導入は②へ

①燃料転換設備の導入

下記ⒶⒷを満たした新規の設備導入ですか？
Ⓐ製造設備・貯蔵設備：製造・貯蔵する燃料の全量を市内事業所の水素等燃焼機器で活用すること
供給運搬設備：燃焼機器を設置した事業所内の設備であること
Ⓑ燃焼機器：燃料の全部又は一部に水素等を使用する業務・産業用ボイラーやバーナー、発電機等であること
→ 燃料転換を伴わない場合においても必要な設備更新（故障等）は補助対象外です

補助対象となります

②産業用の高効率コージェネレーションシステムの導入

既にコージェネレーションシステムを設置していますか？ → 既存設備のリプレース・故障による設備更新は補助対象外です

設置予定のコージェネレーションシステムは、定格発電出力5kW以上ですか？ → 補助対象外

設置予定のコージェネレーションシステムは、低位発熱量基準において、次のいずれかを満たしますか？
・総合効率：82％ 以上
・発電効率：41％ 以上
→ 補助対象外

補助対象となります

※木質バイオマス燃料への燃料転換については、兵庫県の「木質バイオマスボイラー導入補助事業」（補助率3分の2・上限 4,000 万円）をご検討ください。

- 補助対象となる設備・補助率等

補助対象事業	補助率	補助上限額
①水素・アンモニア、バイオ燃料等（木質以外）の ・製造設備 ・貯蔵設備 ・供給運搬設備 （製造・貯蔵・供給する水素等の全量を、市内事業所の燃焼機器で活用すること） ・燃焼機器（専焼）	設備費※（設備費にかかる国・県等の補助金・寄付金その他の収入額を控除した額。税別。）の2分の1以内	合計で 上限1千万円
②水素・アンモニア、バイオ燃料等（木質以外）の ・燃焼機器（混焼）	設備費※（設備費にかかる国・県等の補助金・寄付金その他の収入額を控除した額。税別。）の3分の1以内	
③下記の条件を満たす、天然ガスを主原料とする産業用の高効率コージェネレーション設備の新規導入 ・定格発電出力5kW以上 ・「総合効率82%以上」又は「発電効率41%以上」を満たす高効率機器(発生した電力および熱エネルギーの全量を自家消費すること)	設備費※（設備費にかかる国・県等の補助金・寄付金その他の収入額を控除した額。税別。）の5分の1以内	上限500万円 （①②の補助事業との併用不可）

※1 設備費は、事業遂行に必要な機械装置、備品、機械装置に付随する部品で、耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円（税抜）以上のものの購入経費（機械装置備品等と一体として同一事業者が製作するソフトウェア、システム等や、汎用性があり目的外使用になり得るパソコン・車両等であっても、補助事業に真に必要なものであり、相当の理由があると認められるものに係る経費を含む。）とし、CO_2排出削減に寄与しない周辺機器や消耗品、予備機、非常用設備等を除く

※2 中古設備、リース契約による設備の導入は対象外

※3 工事費は対象外

- 補助対象者の要件 …… 以下の要件を全て満たす市内事業所

（1） 事前相談時において市内に事業所を有する事業所で、市内で営利を目的に継続して事業を営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有すること
（2） 市税等を滞納していないこと
（3） 「高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例」に規定する暴力団及び暴力団員でない者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していない者
（4） 過去に本補助金の交付を受けていないこと
（5） 事業者及び事業者の役員等（事業者の業務を統括する者やこれに準ずる者を含む）が ・法令違反により公訴を提起されていないこと ・禁錮以上の刑や罰金刑を宣告されていないこと ・行政処分を受けていないこと

- 事前申込期間 …… 令和8年5月1日（金）から令和8年12月25日（金）まで

① 予算額に達した時点で事前申込の受付を終了します。

② 予算の範囲を超えた日に複数の事前申込があったときには、その補助申請者全員を対象に抽選を行い、当選した者の申請を受付けます。

- 相談・事前申込方法

高砂市役所 環境対策課（市役所本庁舎3階⑧番の窓口）に提出してください。

※申請に必要な様式は、高砂市ホームページからダウンロードすることができます。
（ページID：13409）

※郵送による申請も可（押印不要の申請書類については、メールによる提出も可）

※事前申込の際に提出していただく「二酸化炭素排出量の削減効果の算出資料」については、算定の根拠としたエネルギー使用量とその排出係数を明記すること（環境省・経済産業省の公表数値を参照し、排出係数を修正していただく場合があります）



【問合せ先】 高砂市 生活環境部 環境対策課

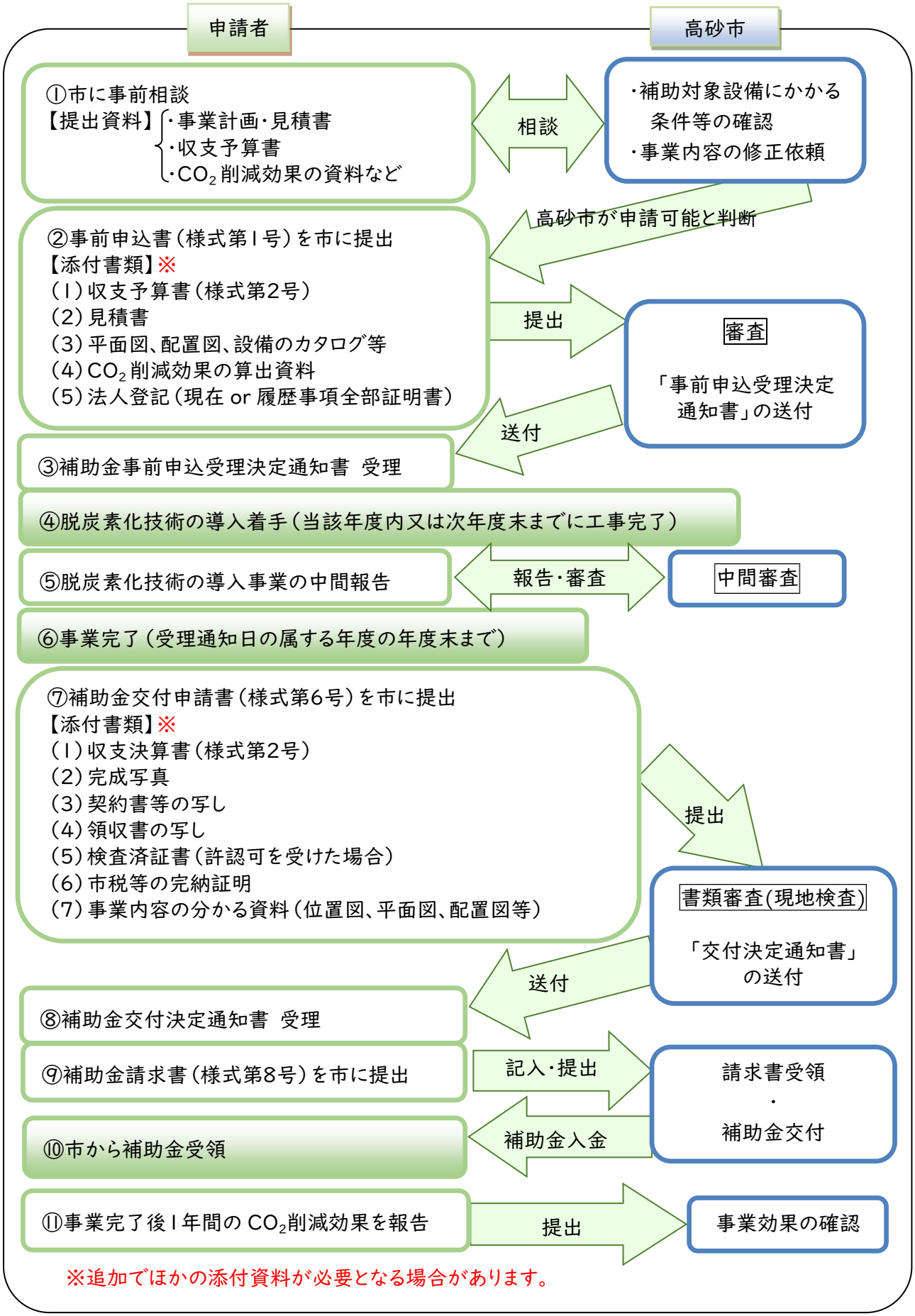
〒676−8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話 079−443−9065（直通）

FAX 079−443−1102

E-mail tact2920@city.takasago.lg.jp

申請の流れ


申請者
高砂市
①市に事前相談
【提出資料】・事業計画・見積書
・収支予算書
・CO_2削減効果の資料など
相談
・補助対象設備にかかる条件等の確認
・事業内容の修正依頼
高砂市が申請可能と判断
②事前申込書（様式第1号）を市に提出
【添付書類】※
（1）収支予算書（様式第2号）
（2）見積書
（3）平面図、配置図、設備のカタログ等
（4）CO_2削減効果の算出資料
（5）法人登記（現在 or 履歴事項全部証明書）
提出
審査
「事前申込受理決定通知書」の送付
送付
③補助金事前申込受理決定通知書 受理
④脱炭素化技術の導入着手（当該年度内又は次年度末までに工事完了）
⑤脱炭素化技術の導入事業の中間報告
報告・審査
中間審査
⑥事業完了（受理通知日の属する年度の年度末まで）
⑦補助金交付申請書（様式第6号）を市に提出
【添付書類】※
（1）収支決算書（様式第2号）
（2）完成写真
（3）契約書等の写し
（4）領収書の写し
（5）検査済証書（許認可を受けた場合）
（6）市税等の完納証明
（7）事業内容の分かる資料（位置図、平面図、配置図等）
提出
書類審査(現地検査)
「交付決定通知書」の送付
送付
⑧補助金交付決定通知書 受理
⑨補助金請求書（様式第8号）を市に提出
記入・提出
請求書受領
・
補助金交付
⑩市から補助金受領
補助金入金
⑪事業完了後1年間のCO_2削減効果を報告
提出
事業効果の確認
※追加でほかの添付資料が必要となる場合があります。